

令和7年函審第10号

裁 決

引船A1引船列護岸衝突事件

受 審 人 a

職 名 A1船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官田之上輝美出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年6月13日08時00分

北海道石狩湾港

2 船舶の要目

船種船名 引船A1 台船A2

総トン数 約847トン

全長 50.00メートル

登録長 9.01メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 316キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

A 1 は、平成 8 年 5 月に進水した平甲板中央機関型鋼製引船で、船体中央部やや船首寄りに両舷及び後方が開放された操縦区画、同区画には、レーダー及びG P S プロッター等の航海計器を備えず、同室前面に窓枠によって 3 分割された旋回窓を装備する窓ガラス、前部中央に舵輪、その右舷側に機関遠隔操縦装置を装備し、操縦区画の後方に連続して機関室及びえい航フックを配し、平素、同フックから繰り出した直径 58 ミリメートル（以下「ミリ」という。）長さ 27 メートルの合成纖維製えい航索の他端に直径 58 ミリ長さ 15 メートルの合成纖維製ブライドル 2 本をシャックルにより接続し、同ブライドルの他端を非自航式鋼製台船 A 2 の船首部に設置された左右のボラードにそれぞれつなぎ止め、A 1 の船首端から A 2 の船尾端までの距離が約 90 メートルの引船列（以下「A 1 引船列」という。）を構成し、石狩湾港を基地に、北海道南西部及び青森県北部諸港の港湾土木工事現場において、工事用資器材の運搬作業に従事していた。

(2) 石狩湾港

石狩湾港は、石狩川河口南西方約 4.5 海里に位置し、北海道の物流拠点として整備され、北西方に開いた埋立て・堀込式港湾で、港内には、中央部に中央ふ頭、その北東方に海岸線から 318 度（真方位、以下同じ。）方に 370 メートル延びた後、南西方に屈曲して 228 度方に延びる長さ 665.5 メートル、幅 185 メートルの東ふ頭がそれぞれ築造されていたほか、同ふ頭を北西岸沖合 240 メートルまで拡幅する計画で、東ふ頭西端北西方沖合から岸

壁築造工事が開始され、同ふ頭南西岸の木材岸壁に連続して長さ約100メートルの鋼管矢板（以下「鋼管矢板打設施工箇所」という。）が、同管矢板北西方沖合約140メートルのところに拡幅部西端となる長さ約40メートルの鋼矢板（以下「西側護岸」という。）が、同矢板北東端から拡幅部北西岸法線に沿って沖合約60メートルのところに長さ約40メートルの鋼矢板（以下「東側護岸」という。）がそれぞれ打設されて拡幅部の岸壁法線を示し、両側護岸に挟まれた可航幅約60メートルの水域が鋼管矢板打設施工箇所に向かう航路の入り口（以下「東ふ頭水路」という。）になっていた。

（3） a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）令和3年3月A1に甲板員として乗り組み、翌4年A1の船長職を執るようになり、これまで鋼管矢板打設施工箇所へ工事用資器材を搬送した経験を約100回有していた。

そして、a受審人による鋼管矢板打設施工箇所へ向かう針路法は、東ふ頭水路を経由するもので、東ふ頭南側の係留地を発し、同ふ頭南端南方沖合に至ったら、針路を北西方に転じ、機関を全速力前進の回転数毎分1,500にかけ、3.0ノットの速力で、西側護岸北西方沖合約300メートルを船首目標とし、木材岸壁南西方沖合約30メートルのところを同岸壁に沿って航行し、同護岸北西方沖合約300メートルの回頭開始予定地点に至ったら、旋回径約100メートルの円周上を航行できるよう、右舵一杯を取り、機関を半速力前進の回転数毎分1,200とし、2.0ノットの速力に減じて右転を始め、船首が東ふ頭水路中央付近に向いたところで右転を終え、右転に伴うA2の振れ回り運動を減衰させながら同水路に向かい、同運動が十分に減衰したところで東ふ頭水路を航過し、同施工箇所

北東側で錨泊中の起重機船にA 2を右舷着けするものであった。

(4) 本件発生に至る経緯

A 1は、a受審人が1人で乗り組み、船首0.6メートル船尾1.6メートルの喫水をもって、作業員2人を乗せ、鋼管100トンを積載し、船首尾1.2メートルの等喫水となったA 2を船尾に引いてA 1引船列を構成し、令和6年6月13日07時30分石狩湾港東ふ頭南側の係留地を発し、東ふ頭水路を経由する予定で、鋼管矢板打設施工箇所へ向かった。

a受審人は、東ふ頭南端南方沖合に至り、針路を北西方に転じ、07時51分少し前石狩湾港中央ふ頭LNG桟橋シーバース灯（以下「石狩湾港桟橋灯」という。）から068.5度690メートルの地点で、針路を西側護岸北西方沖合約300メートルに向く318度に定め、機関を全速力前進の回転数毎分1,500にかけ、3.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、木材岸壁南西方沖合約30メートルのところを同岸壁に沿って進行し、07時56分少し過ぎ石狩湾港桟橋灯から029.5度680メートルの地点に至り、東ふ頭南端南方沖合で針路を北西方に転じたとき、転針に伴うA 2の振れ回りが内方に僅かに偏位しただけであったので、東ふ頭水路を東側護岸寄りの針路に取れば、右転に伴うA 2の振れ回り運動が減衰しなくとも、同水路を無難に航過することができると考え、回頭開始予定地点から約290メートル手前で右転を開始して鋼管矢板打設施工箇所への航程を短縮することを思い立ち、針路法を変更することとし、旋回径約120メートルの円周上を航行するつもりで、右舵を取り、機関を半速力前進の回転数毎分1,200とし、2.0ノットの速力に減じて緩やかな右転を始めた。

07時57分半僅か前a受審人は、石狩湾港桟橋灯から027度

760メートルの地点に達したとき、東側護岸まで100メートルのところとなり、その後右転に伴う振れ回り運動の残るA2が同護岸に向かって接近する状況であったが、東ふ頭南端南方沖合で針路を北西方に転じたとき、転針に伴うA2の振れ回りが内方に僅かに偏位しただけであったので、東側護岸寄りの針路であれば、東ふ頭水路を無難に航過することができるものと思い、A2と同護岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わず、この状況に気付かなかつた。

こうして、a受審人は、右転に伴う振れ回りの残るA2を引きながら右転を続け、07時59分少し前石狩湾港桟橋灯から032.5度790メートルの地点に至り、船首が東ふ頭北西岸を向いたので舵を中央に戻したところ、08時00分石狩湾港桟橋灯から034度800メートルの地点において、A1引船列は、船首が138度を向いたとき、原速力のまま、A2の左舷中央部が東側護岸の西端部に衝突した。

当時、天候は晴れで風力1の西北西風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

衝突の結果、A1引船列はA2の左舷中央部外板に破口を伴う擦過傷を、東側護岸は西端部の鋼矢板に曲損等を生じたが、後にいずれも修理された。

(原因及び受審人の行為)

本件護岸衝突は、石狩湾港において、東ふ頭水路を経由する予定で、鋼管矢板打設施工箇所に向けて右転する際、船位の確認が不十分で、右転に伴う振れ回り運動の残るA2が東側護岸に向かって進行したことによつて発生したものである。

a 受審人は、石狩湾港において、東ふ頭水路を経由する予定で、鋼管矢板打設施工箇所に向けて右転する場合、右転に伴う A 2 の振れ回り運動が残ることを承知していたのだから、A 2 が東側護岸に向かって接近することのないよう、A 2 と同護岸との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、東ふ頭南端南方沖合で針路を北西方に転じたとき、転針に伴う A 2 の振れ回りが内方に僅かに偏位しただけだったので、東側護岸寄りの針路であれば、東ふ頭水路を無難に航過することができるものと思い、船位の確認を十分に行わなかつた職務上の過失により、振れ回り運動の残る A 2 が同護岸に向かって接近する状況に気付かず、A 1 引船列と東側護岸との衝突を招き、A 2 及び同護岸それぞれに損傷を生じさせるに至つた。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よつて主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 16 日

函館地方海難審判所

審 判 官 菅 生 貴 繁